



AIのガバナンス - 事業者と知的財産の視点から

2024年2月29日

弁護士 福岡 真之介

講師紹介



福岡 真之介

Shinnosuke Fukuoka

パートナー | 東京

Tel 03 6250 6335

s.fukuoka@nishimura.com

- ▶ AI / テクノロジー / テレコミュニケーション
- ▶ 個人情報 / プライバシー / ビッグデータ
- ▶ M&A / 企業組織再編
- ▶ 会社更生 / 民事再生
- ▶ グローバル・リストラクチャリング (国際倒産等)

- ▶ 2020年 NTTグループ「AI憲章策定に関する有識者会議」委員
- ▶ 2020年 経済産業省「AI人材育成のための企業間データ提供促進検討会」委員
- ▶ 2021年 経済産業省「AI原則の実践の在り方に関する検討会」委員
- ▶ 2022年 デジタル庁「技術検討会議 ガバメントソリューションサービスタスクフォース」委員
- ▶ 2023年 「『令和5年度デジタル取引環境整備事業』(AIガバナンスのルールに関する調査研究及び検討会運営)有識者検討委員会」委員

テクノロジー法分野においては、AI・Web3・メタバースを中心に
取り扱っており、経済産業省「AI・データ契約ガイドライン検討
会」委員を務める。「生成AIの法的リスクと対策」、「AIプロ
ファイリングの法律問題」などの著書がある。

- ▶ 2018年 株式会社MTGOX : 民事再生手続の開始
- ▶ 1996年 東京大学法学部第一類 (LL.B.)
- ▶ 2006年 Duke University School of Law (LL.M.)
- ▶ 2024年 DAOの仕組みと法律
- ▶ 2023年 生成AIの法的リスクと対策
- ▶ 2023年 AIプロファイリングの法律問題
- ▶ 2022年 AI・データ倫理の教科書



NISHIMURA
& ASAHI

1 | AIガバナンスとは

AIガバナンスとは？

■ ガバナンスの一般的意味

「統治・支配・管理」

「組織所有者が組織行動を適切に制御するための仕組みです」（環境省）

■ 分析の視点

▷ 目的

▷ 主体

▷ 手段

■ 立場

▷ 政策立案者

4 ▷ 事業者

AIガバナンスとは？

AIによるリスクをステークホルダーの受容可能な水準に維持しつつ、AIがもたらす価値を最大化することを目的として（①）、社会の様々な階層においてステークホルダーが行う（②）、規範的、技術的および組織的システムの設計および運用（③）

羽深宏樹「AIガバナンス入門」ハヤカワ新書86頁

- ①AIガバナンスの目的（基本的人権、民主主義、経済成長、サステナビリティ）
- ②AIガバナンスのプレイヤー
- ③AIガバナンスの方法

AIガバナンスとは？

G7首脳声明 AI 関連部分仮訳

我々は、信頼できる人工知能（A I）という共通のビジョンと目標を達成するためのアプローチと政策手段が、G7メンバー間で異なり得ることを認識しつつも、我々が共有する民主的価値に沿った、安全、安心で、信頼できるA Iという共通のビジョンと目標を達成するために、包摂的なA Iガバナンス及びA Iガバナンス枠組間の相互運用性に関する国際的な議論を進めることへのコミットメントを新たにする。

AIガバナンスとは？

全てのAI関係者向けの広島プロセス国際指針の12項目

1. 高度なAIシステムの市場投入前及び、高度なAIシステムの開発を通じて、AIライフサイクルにわたるリスクを特定、評価、低減するための適切な対策を実施する。
2. 市場投入後に脆弱性、インシデント、悪用パターンを特定し、低減する。
3. 十分な透明性の確保や説明責任の向上のため、高度なAIシステムの能力、限界、適切・不適切な利用領域を公表する。
4. 産業界、政府、市民社会、学术界を含む関係組織間で、責任ある情報共有とインシデント報告に努める。
5. リスクベースのアプローチに基づいたAIのガバナンスとリスク管理ポリシーを開発、実践、開示する。特に高度AIシステムの開発者向けの、プライバシーポリシーやリスクの低減手法を含む。
6. AIのライフサイクル全体にわたり、物理的セキュリティ、サイバーセキュリティ及び内部脅威対策を含む強固なセキュリティ管理措置に投資し、実施する。
7. AIが生成したコンテンツを利用者が識別できるように、電子透かしやその他の技術等、信頼性の高いコンテンツ認証および証明メカニズムを開発する。またその導入が奨励される。
8. 社会、安全、セキュリティ上のリスクの低減のための研究を優先し、効果的な低減手法に優先的に投資する。
9. 気候危機、健康・教育などの、世界最大の課題に対処するため、高度なAIシステムの開発を優先する。
10. 国際的な技術標準の開発と採用を推進する
11. 適切なデータ入力措置と個人情報及び知的財産の保護を実施する。
12. 偽情報の拡散等のAI固有リスクに関するデジタルリテラシーの向上や脆弱性の検知への協力と情報共有等、高度なAIシステムの信頼でき責任ある利用を促進し、貢献する。

AIガバナンスの目的と手段

人間中心のAI社会原則（2019年）

■ 基本理念

- 人間の尊厳が尊重される社会
- 多様な背景を持つ人々が多様な幸せを追求できる社会
- 持続性ある社会

■ 7つの原則

■ ガバナンス

社会情勢の変化や技術の進展に伴い、上記に挙げた「人」、「社会システム」、「産業構造」、「イノベーションシステム」で議論されるべき内容や目的設定は、常に更新し続ける必要がある。

AIガバナンスの目的

- AIがもたらすベネフィット・価値を高める
 - インセンティブ
 - イノベーション
- AIがもたらす不利益・リスクを低くする
 - 受容可能な水準
 - コントロール

生成AIで想定される法的リスク

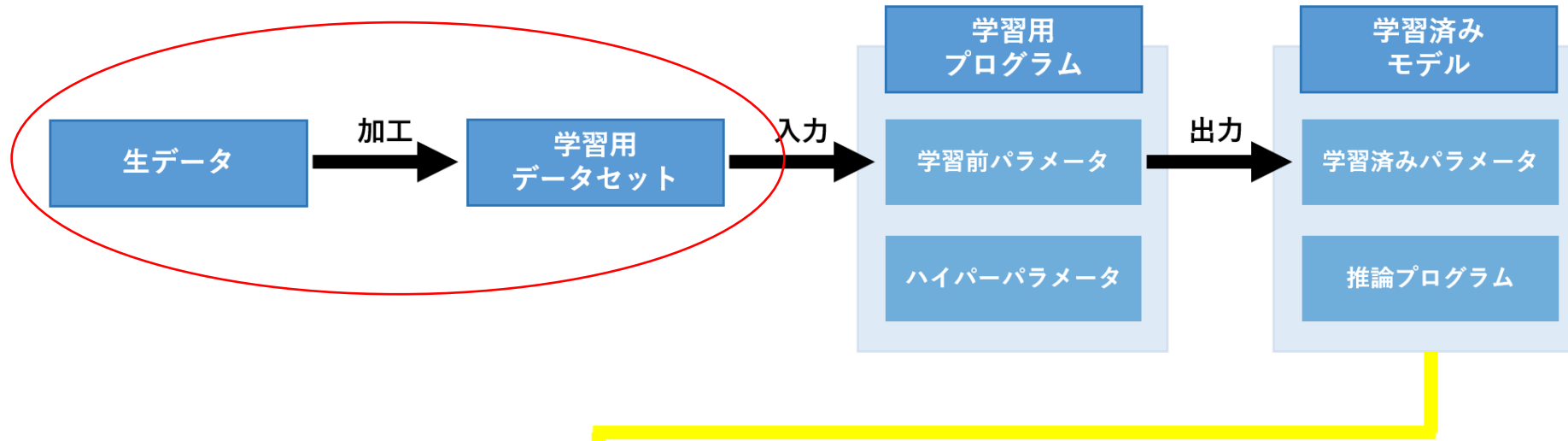
①知的財産権の侵害・帰属	他人の著作権その他の知的財産権を侵害する。 生成AIの知的財産権が誰に帰属するのか不明確な場合がある
②人格権関連の権利・利益の侵害	肖像権やパブリシティ権・個人のプライバシー等を侵害する
③パーソナルデータの不適切利用	個人情報保護法に違反して個人情報を取り扱ってしまう
④秘密情報の漏洩	自社や他社の秘密情報を漏洩する
⑤誤情報の利用	生成AIが生成した間違った情報を利用して判断したり、その情報をAI利用者に提供したりする（主に生成・利用段階）
⑥バイアスによる差別や不公平な取り扱い	生成AIが生成した差別的な情報を利用して判断したり、その情報をAI利用者に提供したりする（主に生成・利用段階）
⑦フェイクニュースの流布やマルウェア作成等の不適切利用	生成AIによりフェイクニュースやマルウェアを作成し、それを流布する（主に生成・利用段階）
⑧各種業法への違反	弁護士法・医師法・金商法等の業法に違反するサービスを提供する（主に生成・利用段階）

機械学習するAIの開発・利用

【学習段階】

学習用データセット生成

学習済みモデル生成



【利用段階】



11 機械学習するAIにはデータが必須 → 知的財産の取扱いが問題となる

2 | 事業者から見たAIガバナンス

事業者から見たAIガバナンスの手法

- 法令等の順守
- 社内ルール
 - ガイドライン
 - 承認プロセス
 - 従業員教育
- 契約

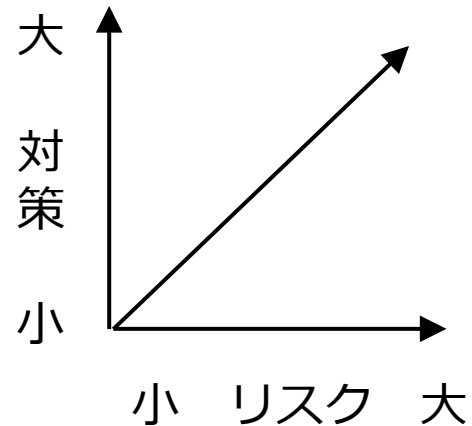
法令等の順守

- ▶ グレーゾーンの対処法
- ▶ 様々な規制手法

グレーゾーンの対処法



- 法的リスクについては白黒がつかないグレーゾーンがある
- 法的リスクは、数あるリスクの中の一つにすぎない
- リスクベースアプローチ



規制の手法

- ハードローとソフトロー
 - AIと著作権に関する考え方について（素案）
 - AI事業者ガイドライン
- 直接規制／共同規制／自主規制
- 特許法（職務発明）の事例

AIと著作権に関する考え方について（素案）

■ AIと著作権に関する考え方について（素案）：文化審議会著作権分科会法制度小委員会

生成 AI に関するものに限らず、著作権法の解釈は、本来、個別具体的な事案に応じた司法判断によるべきものである。しかしながら、生成 AI と著作権の関係を直接的に取り扱った判例及び裁判例は本報告の時点で未だ乏しいところ、上記のような生成 AI と著作権の関係に関する懸念を解消するためには、判例及び裁判例の蓄積をただ待つのみでなく、解釈に当たっての一定の考え方を示すことも有益であると考えられる。

本報告において示す各論点の考え方は、司法判断に代わるものではなく、本報告の時点における本小委員会としての考え方を示すものであることに留意する必要がある。

AIと著作権に関する考え方について（素案）

■ 著作権関連法制研究者有志による意見

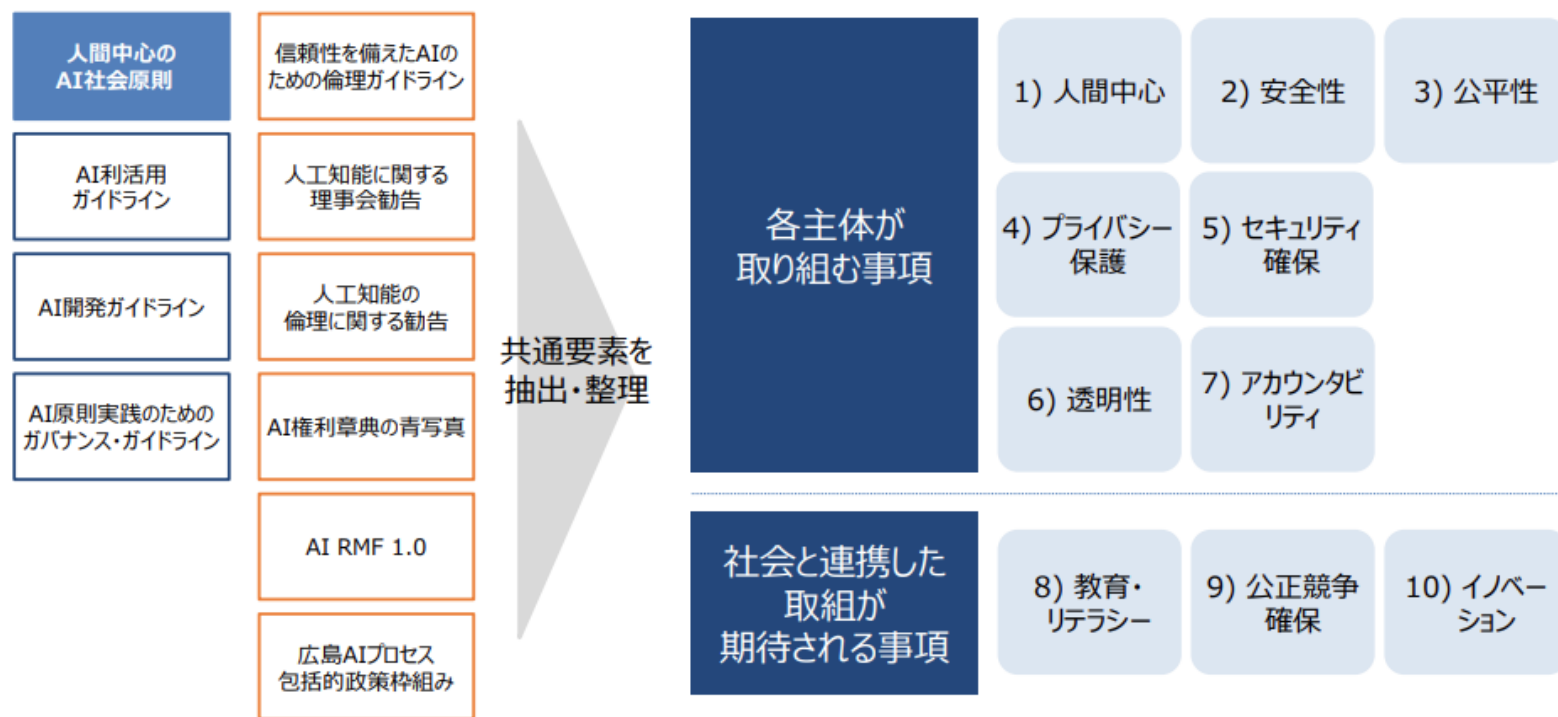
「素案」で示された解釈が公的に承認された唯一の考え方であるかのように社会的に受け止められること、AIを巡る技術や社会の認識が刻一刻と変化する中でもなおそれが一人歩きし、拡大解釈されていくことを強く危惧する。

…「素案」はあくまで現時点での論点整理についての小委員会の議論をまとめたものである。今回の「素案」は「一つの法解釈のたたき台」（経済産業省「はじめに」『電子商取引に関する準則（令和4年4月）』も参照）としての意義はあっても、それ以上の権威をもつべきものではないし、もたせるべきものでもない。

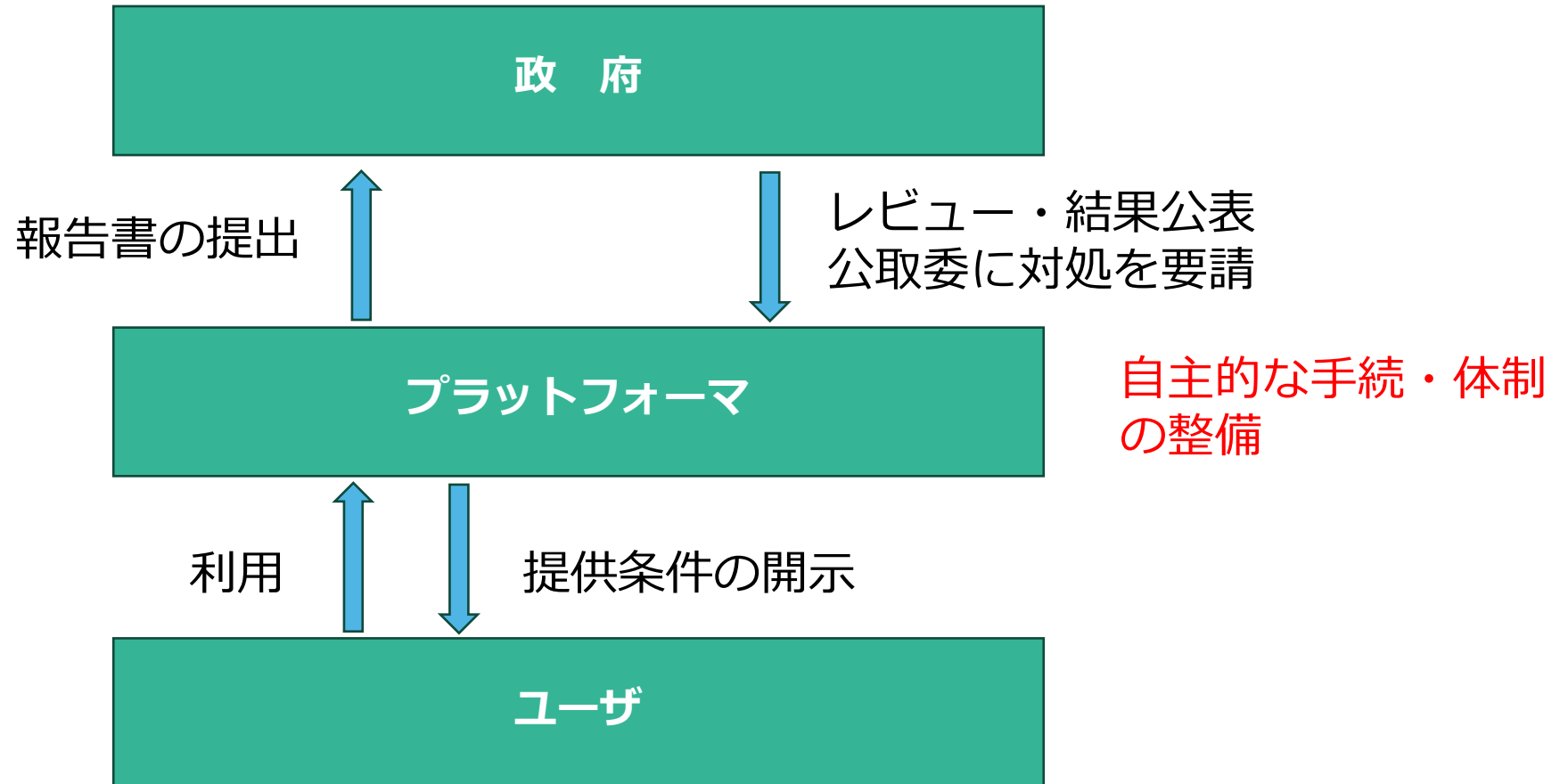
以上の理由から、「素案」の冒頭やその概要の説明において、法的な拘束力をもつものではなく、公的に承認された解釈を示すものでもないことを明示し、強調すべきである。

AI事業者ガイドライン

- AIの活用による目指すべき社会の実現のために各主体が連携して取り組む内容を原則としてまとめた上で、「共通の指針」として整理する
- 「共通の指針」は、「人間中心のAI社会原則」を土台としつつ、諸外国における議論状況や、新技術の台頭に伴い生じるリスクへの対応等を反映している
- その結果、各主体が取り組む事項と、社会と連携して取り組むことが期待される事項に分類される



共同規制：特定デジタルプラットフォーム透明化法



特許法（職務発明）

■ 特許法35条

- 5 契約、勤務規則その他の定めにおいて相当の利益について定める場合には、相当の利益の内容を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、相当の利益の内容の決定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めたところにより相当の利益を与えることが不合理であると認められるものであつてはならない。
- 6 経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、前項の規定により考慮すべき状況等に関する事項について指針を定め、これを公表するものとする。

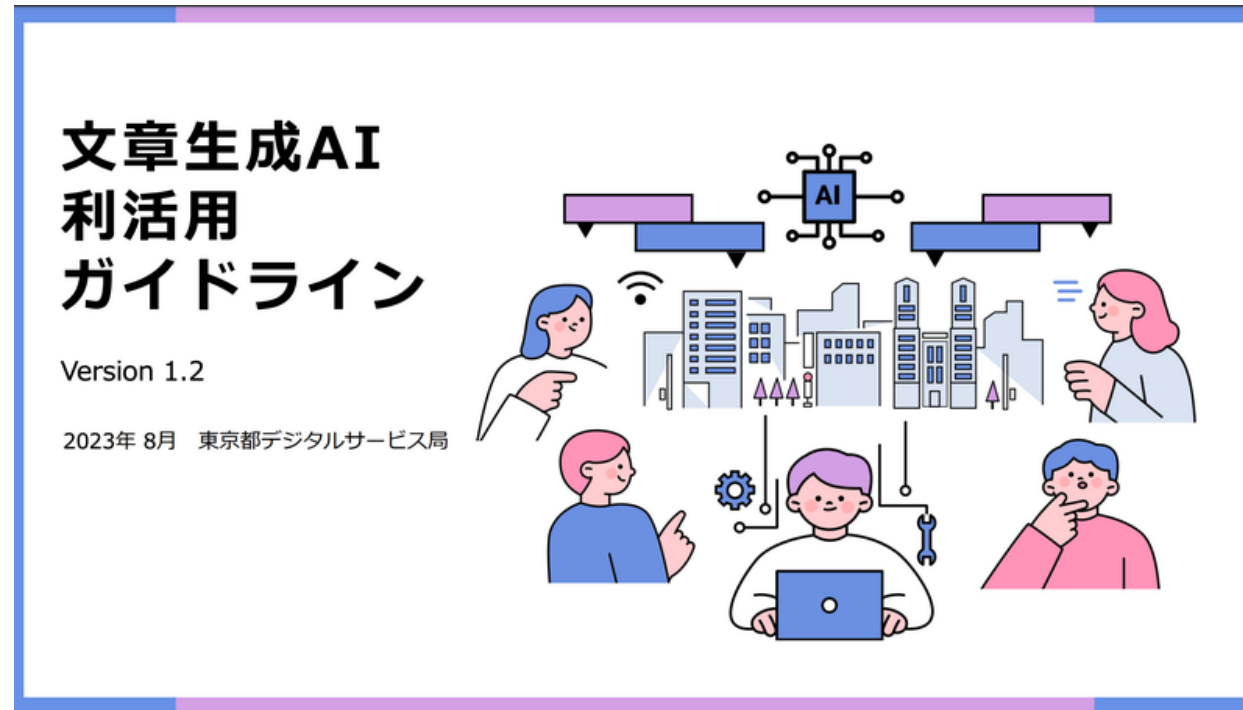
↑ 特許法第35条第6項の指針（ガイドライン）

社内ルールによるガバナンス

- ▶ 社内ガイドライン

社内ガイドライン

- ▶ JDLA（日本ディープラーニング協会）「生成AIの利用ガイドライン」
- ▶ 東京都デジタルサービス局「文章生成AI利活用ガイドライン Version1.2」（2023年8月）



社内ガイドライン

JDLAの生成AIの利用ガイドラインの項目は以下のとおり

- 1 本ガイドラインの目的
- 2 本ガイドラインが対象とする生成AI
- 3 生成AIの利用が禁止される用途
- 4 本ガイドラインの構成
- 5 データ入力に際して注意すべき事項
 - (1) 第三者が著作権を有しているデータ（他人が作成した文章等）
 - (2) 登録商標・意匠（ロゴやデザイン）
 - (3) 著名人の顔写真や氏名
 - (4) 個人情報
 - (5) 他社から秘密保持義務を課されて開示された秘密情報
 - (6) 自組織の機密情報

社内ガイドライン

6 生成物を利用するに際して注意すべき事項

- (1) 生成物の内容に虚偽が含まれている可能性がある
- (2) 生成物を利用する行為が誰かの既存の権利を侵害する可能性がある
- (3) 生成物について著作権が発生しない可能性がある
- (4) 生成物を商用利用できない可能性がある
- (5) 生成AIのポリシー上の制限に注意する

JDLA「生成AIの利用ガイドライン」

5 (1) 第三者が著作権を有しているデータ（他人が作成した文章等）

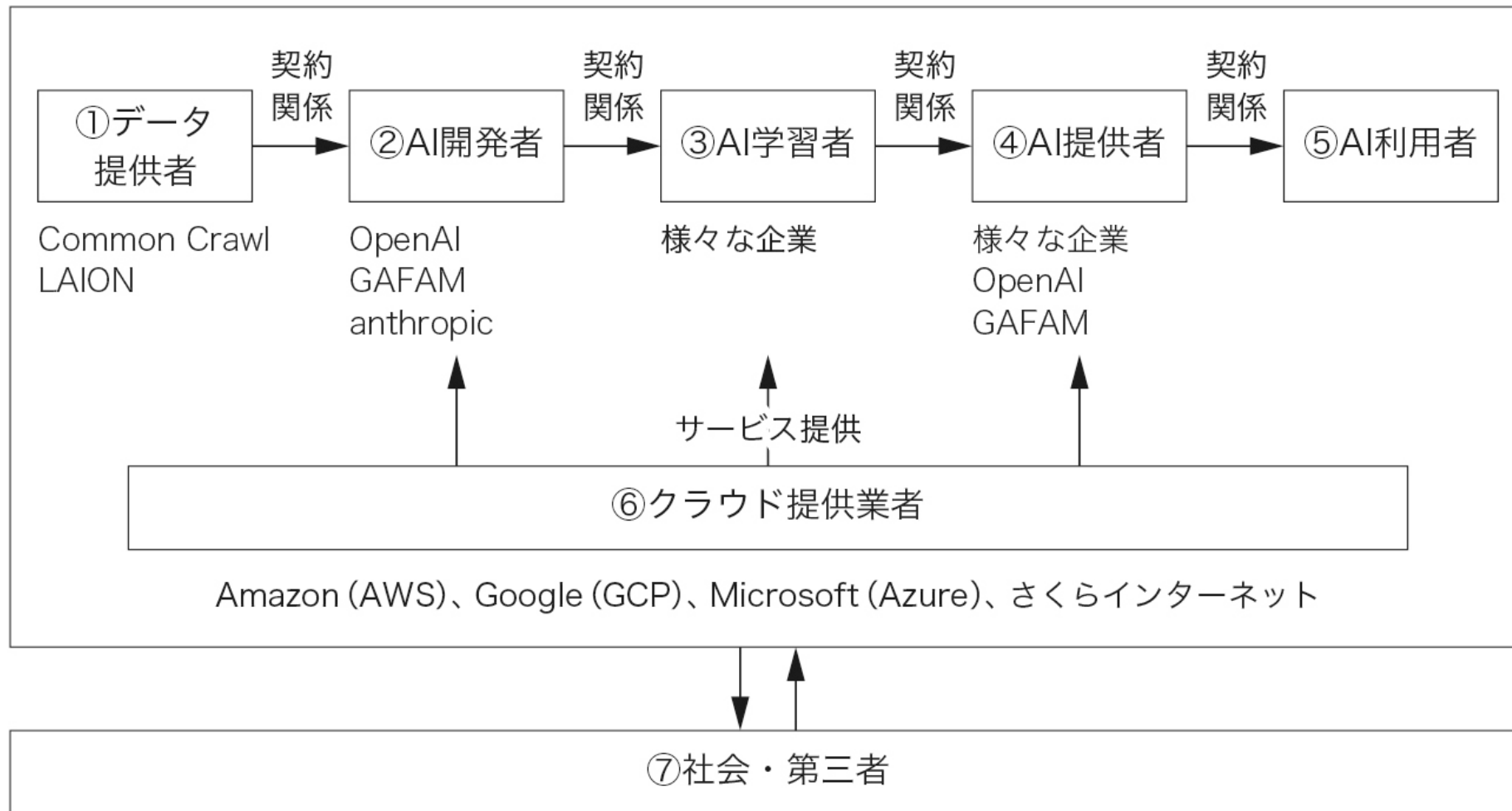
単に生成AIに他人の著作物を入力するだけの行為は原則として著作権侵害に該当しません。もっとも、当該入力対象となった他人の著作物と同一・類似するAI生成物を生成する目的がある場合には、入力行為自体が著作権侵害になる可能性があります。

また、生成されたデータが入力したデータや既存のデータ（著作物）と同一・類似している場合は、当該生成物の利用が当該著作物の著作権侵害になる可能性もありますので注意してください。具体的には「6 (2) 生成物を利用する行為が誰かの既存の権利を侵害する可能性がある」の部分を参照してください。

また、ファインチューニングによる独自モデルの作成や、いわゆるプロンプトエンジニアリングのために他者著作物を利用することについても原則として著作権侵害に該当しないと考えられます。

契約によるガバナンス

AIと契約



AIと契約

- ▶ 禁止事項
- ▶ 商用利用の可否
- ▶ 知的財産権の帰属と利用条件
- ▶ データが他社の生成AIの学習に利用される
か否か
- ▶ 秘密保持義務
- ▶ プライバシーポリシー
- ▶ 生成AI利用の表示義務
- ▶ 免責条項
- ▶ 補償規定
- ▶ 準拠法・紛争解決条項

利用契約の一例（OpenAI：抜粋・和訳）

お客様は、インプットを本サービスに提供するために必要なすべての権利、ライセンス、および許可を有していることを表明し、保証するものとします。

コンテンツの所有権：お客様と OpenAI との間において、適用される法律で認められる範囲において、お客様は、(a) インプットに対する所有権を保持し、(b) アウトプットを所有します。 当社は、アウトプットに関するすべての権利、権原、および利益（もしあれば）をお客様に譲渡します。

当社によるコンテンツの使用：当社は、本サービスを提供、維持、開発、改善し、適用法を遵守し、当社の規約およびポリシーを実施し、本サービスの安全を維持するために、コンテンツを使用することがあります。

利用契約の一例（OpenAI：抜粋・和訳）

当社は、本サービスに関するすべての権利、権原、および利益を所有します。お客様は、本契約で明示的に付与された本サービスを使用する権利のみを取得します。お客様は、いかなる場合においても、エンドユーザーに以下の行為をさせないものとします：

- (a) 適用される法律または OpenAI ポリシーに違反する方法で本サービスまたはカスタマーコンテンツ（以下に定義）を使用すること
- (b) 第三者の権利を侵害、流用、またはその他の方法で本サービスまたはカスタマーコンテンツを使用すること
- (c) 13 歳未満またはデジタル同意の適用年齢未満の児童の個人情報を当社に送信すること、または未成年者が親権者または後見人の同意なしに当社のサービスを使用することを許可すること

まとめ

まとめ

- AIによる知財のガバナンスにおいて、目的と手段を意識する必要がある
- AIによる知財のガバナンスにおいて、手段には、法律だけではなく、多様な方法がある
- AIによる知財のガバナンスの法的規制においても、多様な手法がある
- AIによる知財のガバナンスにおいて、社内ルールの整備・運営や契約も重要な役割を果たす
- AIによる知財のガバナンスにおいて、一つのツール（例：著作権法）だけで全部を解決できるものではなく、全体的に最適で、整合性のある仕組みを作り上げることが重要ではないか？



西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

東京都千代田区大手町 1 - 1 - 2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03 6250 6200